

奨 学 金 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人たんしん地域振興基金定款第 4 条第 1 項に基づき、奨学金を給与する学生の選考について必要な事項を定め、その業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

(奨学生の資格)

第 2 条 本財団が奨学金を給与する学生は、経済的理由により修学困難な者であって、次の各号に定める資格を有する者でなければならない。

- (1) 奨学金申込時点において但馬地区の高校に在学する学生であること
- (2) 品行方正、研究意欲旺盛にして学術優秀な者であり、原則四年制大学またはこれと同程度以上の学校を希望する者
- (3) 在学する学校長からの推薦のある者であること

第 2 章 奨学生の採用及び奨学金の交付

(奨学生願書等の提出)

第 3 条 奨学生志願者は、次の書類を本財団宛に、事務局に提出しなければならない。

- (1) 所定の奨学生願書
- (2) 在学する学校長からの奨学生推薦書
- (3) 保護者の経済状況を証明する書類（所得証明書等）
- (4) その他本財団が特に提出を求めるもの

(奨学生の採用)

第 4 条 奨学生の採用は、各年度の事業計画に基づき、事務局による前条の書類審査（必要ある場合は事務局の面接）を経て理事会で決定し、その結果を本人に通知する。なお、理事会に利害関係人がいる場合は、その者を排除して審査を行う。

- 2 奨学生の採用決定に際し、理事長は必要に応じ本人に面接し、学校に対し必要事項を照会することができる。
- 3 奨学生予定者となったものは、所定の期日までに大学に入学したことを証する書類を理事長あて提出しなければならない。

(奨学金の額)

第5条 給与する奨学金の額は、次のとおりとする。原則、但馬信用金庫の奨学生本人の口座に振込する。ただし止むを得ないと事務局が判断した場合はその限りではない。

月 額 15,000円

(奨学金の額の変更等)

第6条 特別の事情があるときは、奨学金の額を変更することができる。

2 奨学生はいつでも奨学金の減額又は辞退を申し出ることができる。

(奨学金の給与期間)

第7条 奨学金を給与する期間は、卒業までの在学大学での正規の最短修業年限とする。また、最大で4年間とする。

2 前項の規程にかかわらず、理事長が相当な事由があると認めた場合は、この期間を延長することができる。ただし、その延長期間は2年を限度とする。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、6ヶ月分を併せて本人に対し交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(学業成績及び生活状況の報告の提出)

第9条 奨学生は、毎年度末1ヶ月以内に、学業成績表を本財団理事長あてに提出しなければならない。ただし、卒業又は修了に当たっては、上記提出物の他、卒業証明書又は修了証明書を併せて提出しなければならない。また生活状況に大きな変化が見られたときは、その状況を事務局宛に報告しなければならない。

(奨学金の休止及び停止)

第10条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止することができる。

2 奨学生の学業又は性行等の状況により必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止すること、又は奨学金の給与期間を短縮することができる。

(奨学金の回復)

第11条 前条の規程により、奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで回復を願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。ただし、休止又は停止されたときから1年を経過したときは、この限りでない。

(奨学金の廃止)

第12条 奨学生が次の各号の一つに該当すると認められるときは、奨学金の給与を廃

止することができる。

- (1) 傷病のため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良になったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由があったとき
- (4) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (5) 当規程に定める届出義務を怠ったとき
- (6) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

第3章 雑 則

(移動提出)

第13条 奨学生は、次の各号の一つに該当するときは、直ちに事務局に届け出なければならない。ただし、本人が傷病等のため届け出ることができないときは、その理由を付して家族から届け出なければならない。

- (1) 傷病その他の事故により1ヶ月以上欠席するとき
- (2) 休学、復学、退学、転学部、転学科したとき
- (3) 住所、その他重要な事項に移動のあったとき

2 奨学生が死亡したときは、家族は直ちに届け出なければならない。

(奨学金の返済)

第14条 奨学金には、返済の義務を課さない。ただし、給与を受けた者から寄附又は返済の申し出があったときは、それを受領することができる。

2 第12条各号の一つに該当する場合において、奨学生の資格に著しく欠けると認められるときは、すでに交付した奨学金の返済を求めることができる。

(奨学生の拘束)

第15条 奨学生の卒業後の就職その他一切については、本人の自由であり、本財団は何等制限拘束を加えることができない。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うものとする。

(委 任)

第17条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

本規程は、平成30年7月1日から施行する。